

平成26年第2回（11月）

粕屋町議会臨時会

平成26年11月25日（火）

平成26年第2回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 11月25日（火）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・議案等の上程（第64号～第69号）（発議第1号）	5
・議案等に対する質疑	8
・議案等の委員会付託	9
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	9
議案第64号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第65号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第66号 粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第67号 平成26年度粕屋町一般会計補正予算について	15
議案第68号 平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	15
議案第69号 平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について	15
発議第1号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	18
・閉 会	22

平成26年第2回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年11月25日（火）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案等の上程
- 第4. 議案等に対する質疑
- 第5. 議案等の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範 副町長 箱田彰

教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	八 尋 悟 郎
住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	吉 武 信 一
教育委員会次長	関 博 夫	総 務 課 長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、去る11月22日の議会報告会、まことにお疲れさまでございます。まずもって御礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において6番小池弘基議員及び8番長義晴議員を指名いたします。

◎議長(進藤啓一君)

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本臨時会に提出された議案は6件と議員提案の発議が1件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

改めておはようございます。

臨時議会を招集いたしましたところ、全議員さんにご出席いただきましてありがとうございます。

去る22日には、長野県北部で大変な夜間、10時22分と聞いておりますけども、震度6弱という大きな地震がございました。夜間にもかかわらず、夜半にもかかわら

ず、死亡者が一人も出なかったということは、不幸の中でも幸いかなと思います。しかし、家屋の倒壊等、かなりひどい状況になっておるようでございます。特に、白川、白馬村とか小谷村あたりでは、これは小集落ということでお互いに地域が助け合おうというコミュニケーションが大変結ばれておったということで、夜間に逃げながら、大丈夫かという声かけをして、中から大丈夫ですという声の確認をして、それぞれの避難地区に逃げたという報道もあっております。そういったことから、災害に対しては、常日ごろからの備えが大切だということを改めて感じたところでございます。

本日の臨時会に提案いたします議案は、条例の改正が3件、平成26年度補正予算が3件でございます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第64号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が7年ぶりの給与引き上げということで、国会におきまして11月12日、可決成立をいたしました。つきましては、国家公務員の給与改定に準じまして一般職の職員給与を改定するものでございます。

今回の改正の概要といたしましては、官民給与の較差0.27%を解消するため、第1に若年層を中心に給料月額が平均0.3%の引き上げとなるものであります。第2に、自家用車等の交通用具使用者に係る通勤手当についてでございます。使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。第3に、期末・勤勉手当、ボーナスでございますけれども、支給月数を年間3.95月分から4.1月分へ0.15月分の引き上げを行うものでございます。

議案第65号と議案第66号は、期末手当に関する同じ内容の改正でございますので、一括して提案させていただきます。

議案第65号は、粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正にする条例についてでございます。

議案第66号は、粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第64号と同様、人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定法案に準じまして、平成26年12月期における町の特別職及び教育長の期末手当の支給月数を現行の1.55月分から1.7月分に引き上げるものでございます。これにより、年間の期末手当の支給割合は現行の2.95月分から3.1月分になり、0.15月分の引き上げとなるものでございます。

議案第67号は、平成26年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,457万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億5,089万6,000円といたすものでございます。

歳入といたしましては、町民税1,517万2,000円、県委託金940万円の増額補正を行うものでございます。歳出といたしましては、給与改定に伴う人件費不足分1,119万9,000円、衆議院議員選挙に伴うもの、それから最高裁裁判官国民審査の選挙費1,337万3,000円を増額するものでございます。

議案第68号は、平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億5,155万6,000円といたすものでございます。

なお、今回の補正予算は、給与改正に伴う人件費を増額するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

失礼いたしました。

議案第69号は、平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,358万9,000円といたすものでございます。

なお、今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の不足分を増額するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、議員発議について趣旨説明を求めます。

代表して山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、発議第1号についてであります。

発議第1号は、粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

3常任委員長を代表し、議員発議の提案理由の説明を行います。

先ほども町長のほうからご説明ありましたとおり、8月7日の人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定法案に準じまして、粕屋町議会議員の平成26年12月期の期末手当の支給月数を現行の1.55月分から1.7月分に引き上げるもの

でございます。これにより、年間の期末手当の支給割合は現行の2.95月分から3.1月分になり、0.15月分の引き上げとなるものであります。関係条例について所要の整備を行うものでございます。

以上、発議第1号の提案理由といたします。

以上です。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

人事院勧告について説明がありました。平均3%の引き上げということですが、この粕屋町における影響額ということで22歳、39歳、39歳の手当の問題で指標が出されております。いずれも0.3%引き上げに関するのと今回の手当が引き上げられるということに基づいてのことだということだと思いますが、若年層に重点を置いてということがあるわけですが、以前から50歳以上の給与引き下げ、抑制というようなことなどが行われてきたわけですが、今回そのことについて指標として出されていないんですが、例えば55歳以上については今後、抑制していくというようなことが言われておるんですが、その人たちの今回の措置による賃金が増えたのか減るのか、手当がですね。ということについて説明を求めたい。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務課長。

◎総務課長（安河内強士君）

現在、55歳以上の職員につきましては、定期昇給の停止という形で賃金は抑制されておりますが、今回の引き上げ分につきましては、若年層を中心に平均0.3%ということで、高年齢層については引き上げがないものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

もったの内容ですと、この審議の時間ございますが。

◎7番（田川正治君）

もう一つ。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私は賃金、この参考に例を出してあることについて、金額が55歳の人たちがどのくらいこの指標として出るのかというのを聞きよる。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、この質問は何で、議案に対する質疑ですから、内容については詳しく時間をとってされたほうがいいんじゃないかなと思うのですが、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ありませんですね。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから各委員会審議のため本会議を暫時休憩いたします。委員会審議が終了次第、本会議を再開いたします。

それでは、休憩いたします。

（休憩 午前9時45分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

議案第64号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

平成26年第2回粕屋町議会臨時会におきまして付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回、提案がありました議案第64号から議案第66号までは、全て給与に関する条例でありますので、一括して報告させていただきます。

まず最初に、議案第64号は粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年8月7日に国家公務員の給与について人事院より勧告がなされたことに伴い、国家公務員の給与改定に準じまして、本町の一般職の職員にかかわる給与改定がなされるものであります。

改正の概要といたしましては、民間給与との格差を解消するために、第1点目に若年層を中心に給料月額が平均0.3%の引き上げとなるものであります。2点目に、自家用車等の交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるものであります。3点目には、期末勤勉手当の支給月数を年間3.95月から4.1月へ0.15月分の引き上げ改定を行うものでございます。

以上が概要であります。今回は7年ぶりの引き上げとなるものであります。また、給与制度の総合的見直し初年度の改正の原資を得るために、平成27年1月1日の昇給を55歳以上の職員の1号俸給を抑制することも含まれております。

付託を受けました当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第65号は粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案は、議案第64号と同様、特別職である町長及び副町長の平成26年12月の期末手当について、一般職の職員に準じ期末手当の支給月数を現行の1.55月を1.7月に引き上げるものであります。これにより年間の期末手当の支給月数は、現行の2.95月から3.1月になり、0.15月分の引き上げとなるものであります。

付託を受けました当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第66号は粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案も議案第64号と同様の理由により、教育長についても特別職に準ずるもので平成26年12月の期末手当の支給月数を現行の1.55月を1.7月に引き上げるものであります。これにより年間の期末手当の支給月数は、現行の2.95月から3.1月になり、0.15月分の引き上げとなるものであります。

付託を受けました当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

以上です。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第64号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口晃議員。

◎2番（川口 晃君）

64号議案に対して反対の意見を述べます。

全体を通して、今度の人事院勧告については賛成であります。しかし、この項目の中の6項に昇給の延伸があります。平成27年1月1日の昇給を1号俸を抑制するという項目があります。

私は、皆さんもご存じのように40年間国家公務員として働いてきました。その間、人事院勧告を完全に実施したことは、ほとんどなかったと思います。人事院勧告というものは勧告であって、それを必ず実施しなければならないということではありません。県の人事委員会ですか、そちらではこの勧告をしております。また、糟屋郡内におきましても半分程度が実施するという議案を出しているようです。したがって、当粕屋町においては、そういう金額をわざわざ下げる必要はないと思います。聞きましたところ82万円程度でいけるということです。ただ、1号俸を抑制するということはずっと働いてる期間、それが準じていきます。例えば、若い人だと30年間働くことが可能です。そうすると、それが30年間にわたって響いてくることになります。3年で大体1年分の昇給が抑制されることになります。そう考えていくと、これは生涯働くとするとは相当な金額になってくるのではないかと、私自身は思っております。私自身もそういう経験をしておりますので、この議案に対してはどうしても納得いきませんので、64号議案に対しては反対します。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

議案64号に反対する立場で討論に参加します。

平成26年11月給与改定予定の平成26年4月の民間との格差に基づく給与改定では、俸給表の平均0.3%引き上げを行うということになっております。手当も増えるということで非常に好ましい状態ではあるんですが、問題なのは世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて改定するというということになっております。来年27年度の給与制度の総合的見直しの財源をつくるというために27年1月1日の昇給を1号俸を抑制するというということになっていることがあります。公務員の給与や初任給を上げることは大事なことであります。民間の給与から見ても、影響することが公務員の給与というのがありますので、大事なことだと思います。しかし、そういう点で、一方では27年4月からの給与の改定ということでの昇給の抑制ということなどもつながっておりますので、反対をいたします。

総人件費削減というのが公務員に対しての国からの施策として強められてるわけですが、昇給1号俸を抑制するということは、最大4%、55歳を超えると引き下げていくということになっております。こういう点では、若者が、これから公務員として働く人たちが将来50歳以上になっていくことによって、さらに給与が引き下げられるということにもつながっていくと思います。給与の基本である俸給を引き下げるということは、その後の冬、夏の一時金にも影響するし、退職金にも大きく影響し、退職後の年金にも影響がしてくるという点で引き下げが行われることとなります。私は、この50歳代の人たちの生活設計というのは、子育てをして子どもが大学に入る、家を建てローンを組む、そして一番生活費がかかり、学費などもかかると、このような状況の中で給与を引き下げるということをすべきでないというふうに思います。将来に対する生活設計が持てなくなる、夢や希望を失う、また公務員として住民に奉仕する責任を果たすということさえも、職責を全うできなくなるおそれも出てくるというふうに思います。

このような施策は、小泉内閣の構造改革により民間大手企業で行われてきたものであります。50歳代になれば賃金は削減される、このことが民間で行われて、管理職も含め企業のモラル、また経営なりいろんな実績を引き継いでいくということができなくなったというようなことなども言われ、民間ではこの制度を今ではやめてきております。このような状況のもとで、公務員に対する50歳以上の賃金抑制ということをするべきではないと思います。もともと年功序列賃金というのは、働く年

数、そして子どもを育て、生活していくという点から見ても50歳以上の人たちが保障される、そのような賃金体系であるわけであります。これは、世界的にも誇る制度として行われております。そういう点で、このような今回の64号案にある1号俸を引き下げるということについても含め、反対をいたします。

以上で反対討論とします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

さい。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

4番太田健策議員。

◎4番（太田健策君）

66号議案の反対意見について述べます。

私は、給食センターの解体撤去工事について、アドバイザー事業で調査されました2,600万円がアドバイザー精査されて7,300万円となってきました。それについてのなぜ上がったのかということで、私も解体施工管理技士の立場からもありまして、仕様明細を要求いたしました。明細がないということで情報開示はされませんでしたので、それについて責任を全うしていないんじゃないかということで反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第67号平成26年度粕屋町一般会計補正予算について、議案第68号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第69号平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長(長 義晴君)

議案67号、議案68号並びに議案69号を一括してご報告します。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみの報告とさせていただきます。

初めに、議案第67号平成26年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,457万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億5,089万6,000円とするものであります。

歳入といたしましては、1款1項町民税を1,517万2,000円、14款3項県委託金を940万円増額するものであります。一方、歳出といたしまして、本臨時議会における粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、粕屋町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正及び粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、関係いたします各款の一般職、特別職及び教育長の給与費等人件費を986万4,000円、議会議員の報酬を78万8,000円、3款1項社会福祉費では、職員給与費改定に必要な人件費として国民健康保険特別会計繰出金34万5,000円、介護保険特別会計繰出金20万2,000円を増額し、2款総務費、4項選挙費においては、12月14日執行の衆議院議員総選挙並びに最高裁判官国民審査に伴う選挙費1,337万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第68号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についての審議の経過並びに結果をご報告します。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億5,155万6,000円とするものであります。

歳入としましては、8款1項他会計繰入金を34万5,000円、10款3項雑入を6万1,000円、それぞれ増額するものであります。一方、歳出では、職員給与改定に必要な人件費を40万6,000円の増額を行うものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

次に、議案第69号平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についての審議の経過並びに結果をご報告します。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,358万9,000円とするものであります。歳入としまして、1款1項介護保険料を9万円、8款1項一般会計繰入金を20万2,000円、それぞれ増額するものであります。次に、歳出では、職員給与改定に必要な人件費を29万2,000円の増額を行うものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

11番本田でございます。

ちょっとこの流れが、私、議運のメンバーではないのでわからないので、説明あるかなと思ったんですが、67号の議案で粕屋町一般会計補正予算の中に議員の期末手当の78万8,000円が入っているんですね。これは、一応発議で多分議運で報告を、あったらスムーズにこう行くんですけど、多分私も賛成してるんですね。うち政務調査費がないので、できたら上げてほしいと思ってるからですね。ただ、先にこの補正予算をされたら、流れとしてはちょっと不自然ではないかなと思うんですが、その辺はどう考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

よくわかります。本来ならば、おっしゃるようにこの発議も先に委員長から報告してもらった方がいいと思います。ですけど、今までが発議を一番最後にしよったもんやから、このようになっております。以後、検討させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

◎11番（本田芳枝君）

で、今回はどうされるんですか。やっぱり、町民の皆さんに対してきちんと、議

員だけ特別扱ってということではできないと思うので、一応その発議が審議された上でこの補正も一緒に、もう別だったらいいんですよ。でも、もう中に入っていますので、内容はそう変わらないと思うんですけど、やっぱり筋としてはちょっとおかしいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

ですから、よく理解できます。できますけども、議員だけってということでの考えは皆さんなかろうかと思います。申しわけございませんけれども、今までの慣例に沿ってしておりますので、次からこういうことがあれば、私もそう一瞬思いましたので、そのようなことで検討させていただきたいと思います。

本田さん、どうぞ。

◎11番（本田芳枝君）

例えば、私ちょっとはつきり知らないんですけど、志免町なんかは、職員の給与改定、こういう人事院勧告で連動するという形でしておられるので自然に決まるんですけど、うちの町は下げる場合、今回の上がる場合ですからあれですけど、賛成、反対がそれぞれあって、結局は下げるときも一緒に、職員と一緒に下げたような経過があります。それで、やっぱり議員の議員報酬に対しては、やっぱり議会として明確にしとかなないといけないと思うので、きちんと論議されたと思うから、その報告を聞いた上でこれに賛成か反対かというふうにしたほうがいいと思います。次回からではなくて、これはちょっと私納得いかないです。

◎議長（進藤啓一君）

納得していただきたいと思います。議案をひっくり返してすることはちょっと余り好ましいことではないので、十分審議されてその結果を報告されますので、それをもって採決に臨んでいただきたいと思います。前後になることはよくわかりますけれども、ご理解賜りたいと思います。

◎11番（本田芳枝君）

今、議運の委員長から報告をしていただいた上ですということではできないんですか。そうしないとおかしいですよ。

◎議長（進藤啓一君）

じゃあ、皆さんの意見を伺いましょう。

今の提案を、発議を先に報告していただきまして、その後に予算の採決を諮ったらどうかということですが、それに賛成の方、挙手いただければ。

◎議会事務局長（青木繁信君）

採決については、議案6本と発議1件ですので、それは順番が狂うても採決という事件には入っておりますので。

◎ 13 番（八尋源治君）

採決する前に委員長報告すりゃあええんですね。

◎ 議会事務局長（青木繁信君）

そうです。

◎ 13 番（八尋源治君）

だから、委員長報告が一般会計のほうでやっていますので、予算はね。

◎ 議会事務局長（青木繁信君）

そうです。

◎ 13 番（八尋源治君）

発議のほうでは予算・・・入ってません。

◎ 議会事務局長（青木繁信君）

条例改正です。

◎ 13 番（八尋源治君）

本田議員が要望されること・・・・・・ですか。ですから、その辺、打合せはせんでよかとですか・・・・。

◎ 議長（進藤啓一君）

それで、一般会計につきましても議員発議につきましても連動しておりまして、委員長からは全員賛成という結果をいただいておりますので、内容は変わらないと思うんですね。ですから、皆さんおっしゃることはよくわかりますけれども、この順序がなっておりますので、どうかということでございますから、先に八尋委員長から議運の結果を報告してもらうことが先だと思ふ方の、挙手によってそうあればそうさせていただきたいと思ひますが。

ですから、先に順序狂いますけれども、提出番号7番で発議を先に報告したらどうかということでの賛成の方の挙手を願ひたいと思ひますが。

（賛成者挙手）

◎ 議長（進藤啓一君）

ありがとうございました。

では、そういうことでございますから、八尋議運委員長、この発議についての報告を願ひます。

（議会運営委員長 八尋源治君 登壇）

◎ 議会運営委員長（八尋源治君）

じゃあ、報告します。

議員発議第1号粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました議会運営委員会における審議の経過と

結果について報告いたします。

今回の議員発議によります発議第1号につきましては、8月7日の人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定法案に準じまして、粕屋町議会議員の平成26年12月期期末手当の支給月数を現行の1.55月分から1.7月分に引き上げるものでございます。これにより年間の期末手当の支給割合は、現行の2.95月から3.1月分になり、0.15月分の引き上げとなるものでございます。

当委員会におきまして慎重審議しました結果、全員賛成により原案どおりに可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

(議会運営委員長 八尋源治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

採決の結果が前後して申しわけございませんが、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタン押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

申し訳ございません。また戻りまして、議案第67号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口晃議員。

◎2番（川口 晃君）

67号議案予算案は、64号議案と連動する予算措置であります。64号議案で申上げましたように、そういう理由に基づきます予算については賛成できかねますので、反対といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 清範君）

臨時議会の閉会に当たりまして、一言自席からではございますけども、ごあいさつ申し上げます。

本日提案をいたしました都合6件につきましては、全会一致でご賛同をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、10日後、12月5日には12月定例会の招集を予定しております。議員各位におかれましては、寒さに向かいます。十分に体にご留意され、12月5日の開会日には全員ご出席を賜りますようお願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成26年第2回粕屋町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、平成26年第2回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後1時35分)

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 小 池 弘 基

署名議員 長 義 晴